

令和7年度林野火災予防緊急対策 助成金交付規程

(通則)

第1 この規程は、林野火災予防緊急対策実施要領（令和7年12月16日付け7林整研第234号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）第2の2（4）に基づき、一般社団法人全国林業改良普及協会（以下「全林協」という。）による令和7年度林野火災予防緊急対策において助成する助成金（以下「助成金」という。）について定める。

(適用範囲)

第2 全林協が行う助成金の交付は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」（以下「適正化法施行令」という。）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」（以下「交付規則」という。）、「林野火災予防緊急対策事業費補助金等要綱（令和7年12月16日付け7林整研第217号農林水産事務次官依命通知）」（以下「要綱」という。）、実施要領その他法令の定めによるほか、本規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 この助成金は、効果的な林野火災予防対策の実施に向けて、行政、林業関係者、消防関係者等が連携して行う、林野火災予防に係る新たな技術（新たな技術を活用した製品やサービス等、既存技術の新たな活用方法を含む。）を利用した実証（以下「実証事業」という。）への支援を行うことを目的とする。

(事業の内容及び助成対象事業)

第4 本事業は、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証への費用の支援を行うものであり、助成対象事業は、効果的な林野火災予防対策に資することが見込まれるものとして、第8の交付決定によって助成金を交付すべきものと認めた実証事業とする。

(交付の対象)

第5 全林協は、実証事業を行なう者（以下「実証事業者」という。）が行う、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証を実施するために必要な費用のうち、助成金の交付対象として別表に定める助成対象経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(申請手続)

第6 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による事業選定交付申請書を全林協に提出しなければならない。また、申請者は、実証事業者の構成員とする。ただし、申請者が単独の場合は地方公共団体その他公共団体等が申請すること。複数の構成員が共同で申請を行う必要がある場合は、地方公共団体その他公共団体等を代表者とする。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請者は、申請に当たり、付された条件を約した「誓約書」（別記様式第2号）を添付しなければならない。

4 申請者は、実施要領第2第3項に規定する環境負荷低減のチェックシート（別記様式第1号別紙3）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第1項に規定される事業選定交付申請書の添付書類として提出しなければならない。

（事業選定交付申請書の提出期限）

第7 事業選定交付申請書の提出期限は、全林協が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第8 全林協は、第6の事業選定交付申請書について、全林協が設置する林野火災予防検討委員会において審査・選定の上、助成金を交付すべきと認めたものについて速やかに別記様式第3号により交付決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（選定事業の公表）

第9 全林協は、第8の通知を行った事業について、その後、すみやかに公表するものとする。

（申請の取下げ）

第10 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、第6の事業選定交付申請書を取り下げようとするときは、第8の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書（任意様式）を全林協に提出しなければならない。

(契約等)

第11 助成対象者は、実証事業の一部を第三者に委託する場合は、この規程の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、全林協に届け出なければならない。

2 助成対象者は、実証事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、実証事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 助成対象者は、本第1項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第12 助成対象者は、第8の交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、全林協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更等承認申請書を全林協に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の額を変更しようとするとき。ただし、第14の軽微な変更を除き、助成金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 第8の交付決定によって助成金を交付すべきものと認めた実証事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14の軽微な変更を除く。

(3) 実証事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 全林協は、前項の承認をする場合において、必要に応じ別記様式第3号により交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(事業遅延の届出)

第15 助成対象者は、実証事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は実証事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延等届出書を全林協に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 16 助成対象者は、実証事業の遂行及び収支の状況について、全林協の要求があったときは速やかに別記様式第 7 号により事業遂行状況報告書を作成し、全林協に提出しなければならない。

(概算払)

第 17 全林協は、実証事業の実施上必要と認めた場合については、次の各号により、本事業に係る補助金の概算払を受けた範囲で助成金の概算払ができるものとする。

1 助成対象者は、助成金の概算払を受けようとする場合においては、第 2 四半期及び第 3 四半期分については、当該四半期の開始する 10 日前までに、別記様式第 8 号による助成金概算払請求書を提出すること。

2 全林協は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において助成金の概算払を行うものとする。

(実績報告)

第 18 助成対象者は、実証事業が完了した日（第 13 第 1 項第 3 号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）から起算して 15 日以内、もしくは全林協が定めた日のいずれか早い日までに、別記様式第 9 号による実績報告書を公募要領で定める記入要領を踏まえて作成し、全林協に提出しなければならない。

2 第 6 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした助成対象者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 第 6 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした助成対象者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 10 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに全林協に報告するとともに、全林協による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により全林協に報告し、全林協は事業者から提出のあった消費税仕入控除税額報告書をまとめて翌年 6 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 19 全林協は、第 18 の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の検査を行い、その報告に係る実証事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

たときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第 11 号により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の再確定)

第 20 助成対象者は、第 19 の助成額の確定通知を受けた後において、助成対象者に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により実証事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全林協に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 に準じて提出しなければならない。

2 全林協は、前項の実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 全林協は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 21 全林協は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による実証事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 実証事業者が、法令、本交付規程又は法令に基づく全林協の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 実証事業者が、実証事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(3) 交付決定後生じた事情の変更等により、実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 助成対象者が、助成金を実証事業以外の用途に使用した場合

2 全林協は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 全林協は、本事業に関して、助成対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を国に返還するものとする。

(財産の管理)

第 22 助成対象者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分したことにより収入があり、又は見込まれるときは、全林協が交付した助成金額を限度として、その収入の全部又は一部を返納させることがある。

3 本事業により取得し又は効用の増加にした財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。以下「処分制限期間」という。）においては、全林協の承認を受けないで助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。

4 全林協は、前項の規定による全林協の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、前二項の規定は当該取得財産等については適用しない。

(残存物件の処理)

第 23 助成対象者は、実証事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を全林協に報告しその指示を受けなければならない。

(助成金の経理)

第 24 助成対象者は、実証事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに実証事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定の際付すべき条件)

第25 全林協は、助成対象者に交付決定を行うときは、第11、第13から第16まで、第18、第20から第24までの規程に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則、要綱、実施要領、運用通知及び本規程に従うべきことを条件に付さなければならない。

2 地方公共団体である助成対象者は、前項に定めるもののほか、当該実証事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成しなければならない。

(本事業終了後の報告等)

第26 全林協及び国は、実証事業の成果を無償で活用できるほか、助成対象者の承諾を得て成果の内容を公表できるものとする。ただし、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について助成対象者が申し出た場合は、全林協が別に定める期間中に限り、その一部を公表しないことができるものとする。

2 全林協及び国は、本事業終了後においても、実証事業の成果の把握のための調査に必要な報告を助成対象者に求めることができるものとする。また、助成対象者は、当該調査のため、本事業終了後においても、全林協及び国に対して報告を行うものとする。

(その他)

第27 この規程に定めるもののほか、この助成金の交付に必要な事項については、全林協が林野庁長官の承認を得て、定めるものとする。

附則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 5 及び第 14 関係）

経費	補助率	軽微な変更	
		経費の変更	事業内容の変更
謝金、賃金、技術者給、旅費、需用費、 役務費、使用料及び貸借料、委託費	定額	経費の 30% を 超えない増減	経費の新設又は 廃止以外の変更